

工事監理区分表

令和5年4月

石川県土木部営繕課

建築物解体工事共通仕様書監理区分表

解体工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、令和4年版建築物解体工事共通仕様書に対応するものである。
2. 本区分表においてAは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分を示す。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務についてはすべてBが立会う。
5. Bが行う提出及び提示の業務については施工者より遅滞なく提出されるよう指導するとともに、その内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ、適切な内容となるように指導し直ちにAに提出及び提示すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務についてはその内容をすみやかにAと協議の上行うこと。
7. Bが行う業務についてはその内容を直ちにAに報告する。

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1章 各章共通事項												
1.1.3	[共通事項] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1.1.4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。										A
		(2) 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。		A								
1.1.5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。					A					
		(3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。		B								
1.1.6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1.1.8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は解体方法等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。					B					
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (イ) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受託者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	B									
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。		B								
1.1.12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1.2.1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									
		(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。		B								
1.2.2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めた施工計画書(総合施工計画書等)を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									
1.2.3	工事の記録等	(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。			B	B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
1.2.3	工事の記録等	(4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工管理記録、解体工事状況の工事写真等を整備する。 (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合			B								
		(5) (2)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。		B								B	
1.3.1	[工事現場管理] 施工管理	(2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。			B								
		(3) 解体施工に携わる下請負人について、建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく要件を証明する資料を監督職員に提出する。		B									
1.3.2	建設副産物対策等の責任者	次の(ア)から(ウ)の責任者を選任し、適切な業務を行う。 なお、責任者は兼任することができる。 (ア) 建設副産物対策責任者 建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。	B										
		(イ) 特別管理産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。		B									
		(ウ) 産業廃棄物処理責任者 当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。		B									
1.3.3	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。				B							
		(3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。			B								
1.3.4	工事用電力設備の保安責任者	(1) 工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、監督職員に報告する。	B										
1.3.5	施工条件	施工日及び施工時間は、次による。 (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A							
		(イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A							
		(ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。		B		A							
1.3.6	施工中の安全確保	(2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。			A								
		(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。					B						
		(8) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。		B									
		(イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。		B									
1.3.8	災害時等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A B										
1.3.10	発生材の処理	解体工事に伴い発生する建設副産物の処理は、次による。 (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。特記がなければ、引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)含有物とする。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B	A								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1.3.10	発生材の処理	(イ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。 なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(ウ) (ア)及び(イ)以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。また、4章[建設廃棄物の処理]、5章[特別管理産業廃棄物の処理]、6章[石綿含有建材の除去及び処理]及び7章[特殊な建設副産物の処理]により適切に処理する。	B									
1.5.2	[施工調査] 施工数量調査	(1) 施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は特記による。		B								
		(2) 調査の結果を監督職員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。	B			B						
1.6.2	[施工] 技能士	(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。 (特記仕様書に○印のある技能士全て)		B								
1.6.3	施工の確認及び報告	3.2.1[事前措置]及び3.3.1[解体順序]の各段階の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。 なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A						
1.6.4	施工の検査	設計図書に定められた場合又は1.6.3により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。							B			
1.6.5	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。			A					B		

※設計図書に定められた場合の施工で、監督職員の立会いが困難な場合の対応については、営繕工事等事務処理要項に基づき監督員と協議する。

1.6.6	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 安全性の確保に有効な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B					
1.6.1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		B								
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。		B								
2章 仮設工事												
2.3.1	[仮設物] 監督職員事務所等	(2) 監督職員事務所の設備、備品等 (ア) 監督職員事務所に設ける設備は、監督職員と協議する。					B					
2.4.2	[山留め] 山留めの管理	山留め設置期間中は、常に周辺地盤、山留めの状態を点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。	B									
3章 解体施工												
3.1.4	[共通事項] 有害物質を含む材料の処理	解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合、監督職員と協議する。					B					
3.2.1	[事前措置] 事前措置	建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。 (エ) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス、電力及び通信の供給が停止していることを確認する。 なお、給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は、次の(a)及び(b)による。 (a) 切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとし、止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置を明確にし、記録を監督職員に提出する。		B								
		(b) 工事に支障となる配管、配線等の切回しが必要な場合は、監督職員と協議する。				B						
		(カ) 建築物等の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督職員と協議のうえ、駆除等を行う。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
3.3.1	[建築物の解体順序及び方法] 解体順序	解体は、3.2.1の事前措置を行った後、建設リサイクル法に基づき、次の(ア)から(ウ)までに示す順序による。ただし、これにより難しい場合は順序を変更し、監督職員に報告する。	B									
3.2.2	解体方法	(2) 3.3.1の解体順序のうち(ア)の(a)及び(b)並びに(イ)(a)の解体方法は、手作業とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。					B					
3.8.2	[躯体] 躯体の解体	(3) 解体工法は、次による。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
4章 建設廃棄物の処理												
4.4.1	[再資源化等及び最終処分] 再資源化等	(5) (2)及び(3)により再資源化した場合、再資源化施設の名称、再資源化の方法、数量等を記載した調書を監督職員に提出する。	B									
5章 特別管理産業廃棄物の処理												
5.1.2	[共通事項] 施工計画調査	特別管理産業廃棄物の調査は、次による。なお、分析調査は特記による。 (ウ) 調査結果は調書に取りまとめ、監督職員に提出する。	B									
5.4.1	[特別管理産業廃棄物の処理等] 特別管理産業廃棄物の処理等	(2) PCBを含む機器類の処理は、次による。 (イ) PCBを含む機器類の処理に当たり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の関係法令等に基づき、PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。 (ウ) 引渡しに当たり、調書を作成して、監督職員に提出する。	A									
		(3) PCB含有シーリング材の処理は、次による。 (イ) PCBを含むシーリング材は、PCBが飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。 (ウ) 引渡しに当たり、調書を作成して、監督職員に提出する。	A									
6章 石綿含有建材の除去及び処理												
6.2.1	[除去工事共通事項] 専門工事業者	石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。	B									
6.3.4	[石綿含有吹付け材の除去] 確認及び後片付け	確認及び後片付けは、次による。 (イ) 除去が十分行われたことを、原則として、監督職員の立会のもと、確認する。								B		
6.5.2	工法	工法は次による。 (ア)石綿含有成型板の除去は、原形のまま、手ばらして行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ常時湿潤化した状態で作業を行う。					B					
6.6.1	工法	石綿含有仕上材の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去方法は特記による。 なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。					B					
7章 特殊な建設副産物の処理												
7.1.3	[共通事項] 施工計画調査	特殊な建設副産物の調査は、次による。 なお、分析調査は特記による。 (ウ) 調査結果は報告書に取りまとめ、監督職員に提出する。	B									
7.3.1	[特殊な建設副産物の処理等] 特殊な建設副産物の処理等	特定物質の処理等は、次により、適用は特記による。 (ア) 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒の回収は、次による。 (a) フロン類を使用している設備機器の有無について事前確認し、監督職員に報告書を提出する。	B									
		(c) (b)で委託した引取証明書の写しを、監督職員に提出する。	B									